

第12次労働災害防止推進計画のポイント

横須賀労働基準監督署（平成25年5月策定）

「第12次労働災害防止計画」に基づく横須賀労働基準監督署の行政目標

計画期間

・平成25年度～29年度（5か年計画）

計画の全体目標

- ・平成29年までに、管内の労働災害による死傷者数を15%以上減少（平成24年比）
- ・労働災害による死亡者数：年間ゼロを達成し、平成29年において死亡者数0人を維持する
【平成29年最終目標：死傷者数を年間326、死亡者数を年間0人の達成と継続】

4つの重点施策

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
行政、労働災害防止団体、業界団体等との連携・協働の強化
社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- ・経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚
- ・不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動
- ・地域・職域・学校との連携による国民全体の安全・健康意識の高揚

発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化

- ・建設工事発注者に対する要請、
- ・荷主による取組の促進、
- ・機械設備の本質安全化の促進

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化（主要対策）

1 重点業種対策

- (1) 第三次産業対策
小売業
社会福祉施設
飲食店
- (2) 陸上貨物運送事業対策
- (3) 食料品製造業対策
- (4) 建設業対策
- (5) 製造業対策

2 健康確保・職業性疾病対策

- (1) メンタルヘルス対策
- (2) 過重労働による健康障害防止対策
- (3) 化学物質対策
- (4) 腰痛予防対策
- (5) 熱中症対策
- (6) 粉じん障害防止対策
- (7) 受動喫煙防止対策

3 業種横断的取組

- (1) リスクアセスメントの普及促進
- (2) 高齢労働者対策
- (3) 非正規雇用労働者対策

第12次労働災害防止推進計画重点対策の目標設定

上段：目標値、下段：()実死傷者数

	業種	種別	平成	平成 29 年	平成	平成	平成	平成	平成
			24 年	最終目標	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
災害減少	全産業	休業	384	15%減少	372 (342)	360 (344)	348 (366)	336 (357)	326 (379)
	小売業	休業	48	20%減少	46 (46)	44 (46)	42 (61)	40 (41)	38 (36)
	社会福祉施設	休業	29	10%減少	28 (31)	27 (27)	26 (47)	26 (45)	26 (60)
	飲食店	休業	28	20%減少	26 (23)	25 (17)	24 (14)	23 (23)	22 (20)
	陸上貨物運送事業	休業	16	10%減少	15 (14)	14 (20)	14 (23)	14 (24)	14 (25)
	食料品製造業	休業	20	15%減少	19 (19)	18 (11)	17 (16)	17 (18)	17 (18)
	建設業	休業	58	15%減少	56 (60)	54 (58)	52 (45)	50 (60)	49 (48)
	製造業	休業	59	15%減少	57 (55)	55 (38)	53 (40)	51 (42)	50 (47)
	健康確保・職業性疾病対策	メンタルヘルス対策	平成 29 年度末において心の健康づくり計画を策定している事業場数 150 以上とします						
過重労働による健康障害防止対策		長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を推進します							
化学物質対策		平成 29 年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場の化学物質に係るリスクアセスメント実施事業場数の割合で 50%以上を目指します							
腰痛予防対策		平成 24 年と比較して平成 29 年の腰痛による休業 4 日以上の業務上疾病者数で 10%以上減少を目指します 目安 (35 件 31 件)							
熱中症対策		平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上の死傷者数で 20%以上減少を目指します 目安 (13 件 10 件)							

注 1) 「災害減少」の「種別」欄の「休業」は、「休業 4 日以上」の略です。

注 2) 「災害減少」の「平成 29 年最終目標」欄の「 %減少」は、「平成 24 年の災害発生件数に対して平成 29 年までに、 %以上減少させる」の略です。

詳しい内容については神奈川労働局ホームページをご参照ください。